

公立保育園の運営方式の見直しについて

1 運営方式

公立を2園とし、残る3園は順次、民間に移譲し、民設民営化する。

2 対象園及び園の数

民営化の対象園は、さくら保育園、くりのみ保育園、わかたけ保育園の3園とする。

3 移行時期

(1) 平成32年度に2園を民間委託し、その後検証を経て、平成34年度に民設民営に移行する。

(2) 残る1園については、民間委託を挟まず、平成36年度に民設民営に移行する。

4 見直しによる職員配置・拡充するサービス

見直しによる職員配置・拡充するサービスについては、次回提示したい。